十一号	一般国道百十七号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　長野市豊野町蟹沢字高岡にある一般国道十八号と一般国道百十七号との交点 二　同市豊野町蟹沢日影にある一般国道百十七号と長野県道二十九号との交点
十二号	一般国道百十九号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　宇都宮市徳次郎町にある高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と一般国道百十九号との交点 ロ　同市上戸祭町にある一般国道百十九号同士の交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　宇都宮市上戸祭町にある一般国道百十九号と栃木県道三号との交点 ロ　同市平出工業団地にある一般国道四号と一般国道百十九号との交点
十三号	一般国道百二十二号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　さいたま市岩槻区加倉にある一般国道十六号と一般国道百二十二号との交点 二　東京都北区神山三丁目にある一般国道百二十二号と東京都道三百十八号との交点
十四号	一般国道百二十四号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　神栖市木崎にある一般国道百二十四号と茨城県道二百三十九号との交点 ロ　同市平泉にある一般国道百二十四号と茨城県道五十号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　神栖市鰐川にある一般国道百二十四号と茨城県道二百五十六号との交点 ロ　鹿嶋市谷原にある一般国道百二十四号と茨城県道二百三十八号との交点
十五号	一般国道百二十五号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　土浦市大字都和一丁目にある一般国道六号と一般国道百二十五号との交点 二　同市並木にある高速自動車国道常磐自動車道と一般国道百二十五号との交点
十六号	一般国道百二十六号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間（平成二十六年七月三十一日現在で、車両制限令第三条第一項第二号イの規定及び同項第三号の規定に基づき指定されている道路のみから構成されるものに限る。） イ　千葉市稲毛区穴川三丁目にある一般国道百二十六号と千葉県道七十二号との交点 ロ　同区園生町にある一般国道十六号と一般国道百二十六号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　千葉県山武郡横芝光町宮川にある一般国道百二十六号同士の交点 ロ　同町芝崎にある一般国道百二十六号の公社区間と公社区間外の区間との接点

十七号	一般国道百二十九号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　平塚市千石河岸にある一般国道百二十九号と一般国道百三十四号との交点 ロ　同市榎町にある一般国道一号と一般国道百二十九号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　厚木市温水字沖田にある一般国道百二十九号と一般国道二百四十六号との交点 ロ　同市岡田町にある高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道百二十九号との交点
十八号	一般国道百三十四号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　茅ケ崎市柳島にある一般国道百三十四号と神奈川県道四十六号との交点 二　神奈川県中郡大磯町東町二丁目にある一般国道一号と一般国道百三十四号との交点
十九号	一般国道百三十九号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　富士市今井字田中にある一般国道一号と一般国道百三十九号との交点 二　同市青島字元屋敷にある一般国道百三十九号と静岡県道三百九十六号との交点
二十号	一般国道百四十号	次に掲げる地点の間で供用されている区間（熊谷市三ヶ尻にある一般国道百四十号と埼玉県道四十七号との交点を経由するものに限る。） 一　熊谷市広瀬字上早川にある一般国道百四十号と埼玉県道三百八十五号との交点 二　深谷市黒田字上南原にある一般国道百四十号と高速自動車国道関越自動車道新潟線との交点
二十一号	一般国道百四十四号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　上田市住吉にある高速自動車国道関越自動車道上越線と一般国道百四十四号との交点 二　同市住吉字諏訪田にある一般国道十八号と一般国道百四十四号との交点
二十二号	一般国道百五十号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　牧之原市地頭方字南浜にある一般国道百五十号と臨港道路一号線との交点 ロ　袋井市湊にある一般国道百五十号と袋井市道湊川井線との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　牧之原市大沢にある一般国道百五十号と一般国道四百七十三号との交点 ロ　同市地頭方字巣ヶ谷にある一般国道百五十号と臨港道路四号線との交点
		次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　豊川市麻生田町にある高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道百五十一号との交点 二　同市小坂井町宮下にある一般国道一号と一般国道百五十一号との交点